

# 令和2年度 第24回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和3年3月18日(木) 午前9時40分から10時25分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

## 三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也  
委員 上田 博久  
委員 中本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 山 添 久  
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子  
係長 毎野 卓実 係長 足立 陽子  
係長 高多 孝典

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

## 四 議 題

- 議案第1号 職員の採用選考について  
議案第2号 職員の職務に専念する義務の免除の承認に係る専決処分の承認について  
報告第1号 一般任期付職員の採用について  
報告第2号 令和2年度事業場調査の結果について

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号及び報告第2号は公開、議案第1号及び報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### ◇議案第2号

職員の職務に専念する義務の免除の承認に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説 明】

鳥取県知事から、職員の職務に専念する義務の免除について次のとおり2件の申請があり、人事委員会の事務の専決及び代決規則第2条第2項の規定により、令和3年3月16日に下記のとおり専決処分し、承認した。よって同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

### 〔申請1〕

職員が第32回オリンピック競技大会(2020/東京)アーチェリー競技最終選考会に競技役員として参加する場合

- 1 職員名 関西ワールドマスターズゲームズ(関西WMG)推進課 係長 樋口彰紀

2 申請期間 参加日程（3月18日（木）～3月21日（日））のうち勤務を要する日

3 根拠法令 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第14号

○職務に専念する義務の特例に関する規則

（義務免除）

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

4 承認理由

- ・対象職員は、平成13年4月1日から鳥取県立米子南高等学校に勤務し、アーチェリー競技における高校生等の指導を行う傍ら、全日本アーチェリー連盟でも選手の指導育成を担ってきた。令和2年4月1日からは、関西WMG推進課で関西WMGアーチェリー競技大会の開催運営を担当している。
- ・本県のスポーツ競技団体は、教職員が役員を担うことで運営できている実情であり、教職員が現在又は過去の職務に関連のある体育大会等に主催団体から書面等による委嘱を受けて役員等として参加する場合については、平成25年8月27日開催の人事委員会において職務専念義務の免除を包括的に承認している。（平成25年8月30日施行）
- ・については、上記職員は、現在、関西WMG開催準備のため県立学校から知事部局に出向しているが、他の任命権者の下にあっても上記の事情は変わらないため、教職員に準じて職務に専念する義務の免除を行おうとするものであり、承認するのが適当である。

5 専決処分理由

任命権者から申請があったときから当該申請の承認により職員の職務に専念する義務を免除しようとする期間の始期まで間がなく緊急を要し、人事委員会に諮るいとまがなかったため。

### 【申請2】

職員が令和2年度全国高等学校選抜自転車競技大会に競技役員として参加する場合

1 職員名 関西ワールドマスターズゲームズ（関西WMG）推進課 係長 河田拓也

2 申請期間 参加日程（3月17日（水）～3月22日（月））のうち勤務を要する日

3 根拠法令 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第14号

○職務に専念する義務の特例に関する規則

（義務免除）

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

4 承認理由

- ・対象職員は、平成13年4月から高校教諭として採用され、倉吉西高校、倉吉総合産業高校で勤務し、高校生の自転車競技の指導を行う傍ら、平成21年からは（公財）全国高等学校体育連盟自転車競技専門部の理事、平成29年から現在まで、常務理事兼総務部会長を務めている。（※総務部会長は、主に全国高体連主催の全国高校総合体育大会（インターハイ）と全国高校選抜大会では大会総務委員長を務める立場にある。）県内では、鳥取県自転車競技連盟の事

務局長を務め、令和2年4月1日からは、関西 WMG 推進課で関西 WMG 自転車競技大会の大会準備を担当している。

- ・本県のスポーツ競技団体は、教職員が役員を担うことで運営できている実情であり、教職員が現在又は過去の職務に関連のある体育大会等に主催団体から書面等による委嘱を受けて役員等として参加する場合については、平成25年8月27日開催の人事委員会において職務専念義務の免除を包括的に承認している。(平成25年8月30日施行)
- ・については、上記職員は、現在、関西 WMG 開催準備のため県立学校から知事部局に出向しているが、他の任命権者の下にあっても上記の事情は変わらないため、教職員に準じて職務に専念する義務の免除を行おうとするものであり、承認するのが適当である。

## 5 専決処分理由

任命権者から申請があったときから当該申請の承認により職員の職務に専念する義務を免除しようとする期間の始期まで間がなく緊急を要し、人事委員会に諮るいとまがなかったため。

## ◇報告第1号

一般任期付職員の採用について、事務局が説明した。

## ◇報告第2号

令和2年度事業場調査の結果について、事務局が説明した。

### 【説明】

#### 1 調査概要

労働基準法及び労働安全衛生法遵守の観点から、人事委員会が労働基準監督の職権を行使する116事業場（12号事業場（教育・研究・調査）及び官公署）に対して実施した。調査内容は次のとおり。

- (1) 労働安全衛生法に規定される基準・遵守事項関係
- (2) 労働基準法に規定される基準・遵守事項関係

#### 2 調査結果、対応等

- (1) 労働安全衛生法に規定される基準・遵守事項関係

ア 安全衛生管理体制（ボイラー等取扱体制、衛生管理者、安全推進者（知事部局）、衛生推進者等の選任状況並びに衛生委員会の開催）

イ 事故発生回数・死傷病者数

ウ 危険又は有害な業務の有無・取扱状況

#### 【調査結果】

<台帳調査>

- ・ア～ウいずれも、特段の指導事項なし。

- (2) 労働基準法に規定される基準・遵守事項関係（勤務時間割振、週休日、時間外勤務及び休日勤務に関する協定（以下、「36協定」））

#### 【調査結果及び対応等】

- ・36協定に定める年間限度時間超過が1事業場、月間限度時間の超過が2事業場、1日の限度時間の超過が2事業場あった。(計4事業場 ※1事業場は重複(月間及び1日))
- ・季節的な繁忙に新型コロナウイルス感染症関連の業務が重なった例や、臨時的な業務への対応等の事情があるものの、限度時間等協定内容の遵守の軽視が主な原因である。
- ・36協定違反があった所属に対しては、「協定違反は努力目標ではなく使用者に刑事罰が科される可能性もあること」、「協定遵守が不可能となった時点で直ちに変更届を提出すること」、等の

注意事項と併せて文書により是正指導を行い、違反が2年連続となった事業場については対応方針について回答を求めることとする。

### 3 今後の労働基準監督、労働安全衛生管理について

労働基準法や労働安全衛生法に係る規定の遵守については、毎年、一部の所属で違反がみられる状況が続いている。(36協定違反：29年度5所属→30年度3所属→R1年度3所属→R2年度4所属)

いずれの違反事例も法令等の内容についての理解が不十分なことに起因するものであることから、事業場調査等を通じた指導助言のほか、本年度と同様に年度当初にすべての対象事業場に対し、違反事例を示した注意喚起文書を送付する等の方法により、違反の未然防止を図ることとしたい。

#### 【質疑等】

委員：引き続き違反がないように取組をお願いします。

委員：大きな違反がなかったということが一つの成果だと思う。2年連続で違反のあった事業場を訪問するなどの細やかな対応が、法令遵守の意識を持っていただくことにつながる。継続して取組むことが大切だと思う。

## 六 次回人事委員会の開催

令和3年3月26日(金)午後3時から開催することとした。